

国際拠点港湾広島港港湾運営会社審査基準

審査項目	審査事項	審査の観点	配点
1 基本的事項	(1) 貸付料の水準	○申請者から提案のあった貸付料を予定価格で除して得られた数値（小数点第2位を四捨五入）で評価する。 1.2以上の場合は5点、1.1以上1.2未満は4点、1.0以上1.1未満は3点、1.0未満は失格とする。	5
	(2) 料金提案	○申請者から提案のあった利用料と条例で規定している使用料とを比較して評価する。 5点：概ね条例で規定している使用料より低廉な設定である。 3点：概ね条例で規定している使用料と同水準である。 1点：概ね条例で規定している使用料より高い設定である。	10
	(3) ポートセールスへの取組	○自立的なポートセールスを展開する取組となっているか。 ア コンテナ取扱量の増加に向けた取組 イ 定期コンテナ航路の維持拡充に向けた取組 ウ その他新たな物流ニーズ等を把握する取組	10
	小計		
2 埠頭群の運営の効率化に資する取組	(1) 効率的なターミナルの一体運営の促進	○効率的なターミナルの一体運営を促進するものとなっているか。 ア パースウィンドウ調整 イ 荷役機械等の相互融通 ウ 荷役作業の協力体制の構築	5
	(2) 荷主ニーズを踏まえた取組	○荷主ニーズを踏まえた利用時間の拡大等を図る取組が示されているか。 ア サービス向上やコスト削減の具体的な取組 イ 手続きのIT化	5
	(3) 集貨体制の抜本的強化への取組	○集貨体制の抜本的強化に向けた取組の考え方が記載されているか。 ア 中国・東南アジアとの輸出入貨物の集貨体制の強化 イ 港湾管理者や地元経済界との連携	5
	(4) 上物整備に関する投資計画等	○荷役機械等の上物整備の投資計画（資金計画等）が適切であるか。	5
	(5) 施設の適正な維持管理計画等	○施設の維持管理計画が適正な内容になっているか。 ア 港湾施設の適切な維持管理方針 イ 効率的な運営	5
	(6) コンテナ貨物取扱量等の目標設定	○コンテナ貨物取扱量等の明確な目標設定が行われているか。 ア 年次別の取扱目標の設定 イ 効率性の向上に係る指標の設定 ウ 運営の状況に関する情報開示の推進	5
	(7) 業務改善に努める体制	○業務改善に努める体制が構築されているか。 ア 社外取締役、経営諮問委員会の設置等 イ P D C Aプロセス等の業務改善の取組	5
	(8) 物流効率化のための迅速な対応を行える体制	○物流事業者等港湾利用者との協議等を通じて新たな物流ニーズ等を把握する体制及び物流効率化のための迅速な対応を行うことができる体制を整えられているか。	5
小計			40
3 港湾運営会社の経営・組織体制等	(1) 経営者としての十分な知識及び経験	○港湾運営に民の視点を導入し効率的な運営を実現するため、会社の経営者は民間企業経営者としての十分な知識及び経験を有しているか。	5
	(2) 組織の整備、スタッフの状況	○専門的な知見を有するスタッフ等を確保しているか。 ア 港湾運営の効率化に関する企画立案及び実施を担う組織の整備 イ 港湾施設の運営・維持管理及び物流ニーズに対応するスタッフの確保	5
	(3) 民間からの出資状況	○民の視点によるガバナンスが確立しているか ア 民間企業からの出資がなされているか イ 出資の受入及び株式の売却に関する方針が示されているか	5
	(4) 財務基盤の状況	○港湾運営を行う上で、財務状況が安定しているか	5
小計			20
4 その他	(1) 災害発生時の対応	○大規模地震発生時等災害時において、重要な社会基盤としての港湾の運営主体であることを十分自覚し、国、地方公共団体との連携のもと、社会に貢献するという観点でその対応を担うものであるか。	5
	(2) 港湾労働者の良好な労働環境の整備	○港湾の秩序の確立に混乱を生じさせることがないように努めるとともに、港湾労働者の良好な労働環境の整備が図られるように努めるものであるか。	5
	(3) 暴力団等の排除に関する体制	○暴力団等の排除に関し関係法令及び関連行政指針に沿った適正な取組がなされるものであるか。	5
小計			15
合計			100

※ 審査事項毎に、5点（特に優れている）、4点（優れている）、3点（普通）、2点（やや劣る）、1点（劣る）で評価する。ただし、1の(2)及び(3)については、5点から1点で評価し、その評価点を2倍する。

※ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①委員の過半数が、評価点の合計が60点未満の場合

②委員の過半数が、同一の審査事項において最低評価（配点が5点の項目は1点、配点が10点の項目は2点）を付けた場合